

令和6年度小平市成年後見等報酬助成申請について（ご案内）

成年後見等の報酬を負担することが困難である小平市民の被後見人等に対し、当該費用の助成を行います。

1 助成対象要件

次の（１）及び（２）のすべてに該当すること（被後見人等が死亡した場合は（３）に該当すること）

（１）被後見人等は小平市に住所があり（住所地特例施設等への入所に伴い小平市から転出し、保険者が小平市となっている場合を含む）、次のいずれかを満たしていること

① 生活保護を受給していること

② ２の助成対象期間の末日においてすみやかに現金化が可能な被後見人等名義の資産の合計が６６万円未満であること

（２）後見人等が、専門職従事者等による第三者後見人であること

（３）被後見人等が死亡した場合は、被後見人等死亡時に上記（１）及び（２）に定める要件に該当すること

2 助成対象期間

報酬付与審判によって決定された報酬対象期間で原則直近１年以内

【例外】

※後見人等が就任した際は就任月から直近１年の報酬対象期間（２年を越えないこと）

※後見人等が辞任した際は直近１年の定期報告の報酬対象期間および辞任までの報酬対象期間（２年を越えないこと）

3 助成額

専門職後見人等については月額２０，０００円を標準額とし、報酬付与審判によって決定された報酬額を超えない額。被後見人等が死亡した場合は本人の遺留した資産から報酬付与審判によって決定された報酬額の一部を受領できる場合は、当該報酬額に不足する額を越えない額。

※ただし予算の範囲内で助成額を決定するため、標準額に達しない場合があります。

（下限５，０００円）

4 提出書類（１）、（２）は共通、（３）、（４）は該当者のみ

（１）報酬付与の審判書の写し

（２）報酬付与審判によって決定された対象期間の財産目録（家庭裁判所書式）

（３）介護保険者証等住所要件を証する書類の写し

（４）被後見人等が生活保護を受給していることを証する書類の写し

※助成申請書は、小平市社会福祉協議会ホームページよりダウンロードできます。

www.syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp/modules/smartsection/item.php?itemid=43

5 申請受付期間

令和6年9月2日（月）～令和6年9月30日（月）必着

※持参または郵送のみ、メール添付不可

6 助成金交付までの流れ

(1) 申請 令和6年9月2日～9月30日

- 定期報告、報酬付与審判後のものについて申請してください。

↓

(2) 決定 令和6年11月中

- 採否及び、助成額の決定通知書、報酬助成請求書をお送りいたします。

↓

(3) 請求 ～令和7年1月31日 報酬助成請求書を提出

- 期日までに提出が出来ない場合は事前に問合せ先までご相談ください。
- 期日を過ぎた場合には助成が出来ない場合があります。

↓

(4) 交付 請求書提出後 約1か月～2か月

- 確認後、順次助成金の交付手続きを行います。

申請・問合せ先 権利擁護センターこだいら（担当：大崎・原）

〒187-0043 東京都小平市学園東町1-19-13 小平市福社会館2階

TEL：042-342-8780

